

「食」のやまなし情報発信事業に係る 企画提案実施要領

平成28年4月

山梨県観光部 観光プロモーション課

1 趣旨

本県には豊かな自然環境を背景とした様々な特色ある食材が存在する。しかし、「山梨＝美味しい食」というイメージの構築は十分であるとは言えない。

また、本県を訪れる観光客については、宿泊を伴わない日帰りの割合が高いという傾向も見取れる。

そこで、ホテル・旅館等宿泊施設と連携しながら「食」を切り口に情報発信を行うことにより、本県への観光意欲やイメージの向上、更には地域での周遊観光促進を図る。

なお、本事業はよりきめ細やかな情報発信を行うため、県内を4地域に分け、その中から峡北地域を取り上げることとする。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

「食」のやまなし情報発信事業

(2) 実施期間

平成28年度

平成29年度以降に他の3地域（南アルプス・峡南地域、峡中・峡東地域、富士北麓・東部地域）へ展開するかは、平成28年度の事業評価を行った上で検討する。

(3) 対象地域

峡北地域（韮崎市、北杜市：宿泊施設約300）

(4) 事業内容

事業の考え方

地域の特色を出しながら、話題性のある企画でインターネットやマスメディア等を通じて、県産食材を使用している宿泊施設のメニューやシェフの紹介、地域ならではの食材等の情報を発信することにより、本県の「食」の魅力への興味を喚起し、観光意欲やイメージの向上を図る。

単なる食材等の紹介ではなく、生産から提供まで、そこに関係する様々な「人」にもフォーカスし、ストーリー性のある情報発信を行いたいと考える。

併せて、宿泊施設を各地域の情報発信拠点と捉え、地域内のおすすめスポット等の情報を提供し、観光客の域内周遊を促進する。

（別紙イメージを参照）

PR素材については提案時点での想定とすること。実際は県や市などの関係者で作るワーキンググループの意見を反映させ、実施の際に決定する。

ターゲット

「食」に敏感な30～40歳代の女性

PR手法等

1) インターネットの活用

PC、スマートフォン等を活用し、HP、SNSなどの特徴を活かした効果的な情報発信を行う。

また、事業実施期間終了後も1年間はHPが閲覧できるようにするとともに、最終的には事業実施期間終了後の全てのコンテンツを富士の国やまなし観光ネット内に格納できるようにすること（観光ネットへの移行に係る費用として、予算の中から200千円程度（静的ページの場合）の費用を見込む必要がある）ので留意すること。）

2) 雑誌タイアップ等マスメディアによるPR

ターゲットに訴求するのに効果的な雑誌等を活用し山梨の食に関する情報を発信する。

3) 宿泊施設での域内情報提供

地域の宿泊施設の利用者が域内の観光情報等を取得できるようにする。ポスターやパンフレットからQRコードで域内の観光情報等が容易に取得できるようにすることなどが想定されるが、より効果的な手法がある場合は提案すること。なお、掲載情報については情報の更新を職員が行えるようにするなど、鮮度が保てるようにすること。

(5) 予算

24,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 調達方式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

ただし、書類による1次審査で5社に絞り、プレゼンテーション及び企画書による2次審査で、契約会社を1社選定する。

なお、本プロポーザルへの参加資格は以下の条件を満たすものとする。

【企画提案参加資格】

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- 4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平

成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(1) 参加申込

本事業に係る企画コンペに参加を希望する場合は、参加申込書(別紙1)を提出すること。

提出部数

正本1部

提出期限

平成28年4月28日(木) 午後3時

提出方法

郵送(当日必着)または持参

(2) 1次審査

本業務を受託するにあたっての組織の推進体制(人員数、関連協力会社等とのネットワーク等)や過去の実績、企画概要を審査するとともに、本業務に対する本県の考え方との親和性等を把握する。

提出書類(様式の記載がない場合は任意様式とする)

項目	内容
会社概要	会社概要が把握できる資料 (規模、財務状況等)
誓約書	別紙2
組織体制	本業務遂行のための体制が把握できる資料 (本業務に携わる人員数、関連会社や各種媒体等の協力会社のネットワーク等)
主な実績	主な情報発信業務に係る実績が把握できる資料
企画概要	企画概要が把握できる資料 【基本的な記載事項】 ・本業務遂行にあたっての基本的な考え方 (コンセプト、方針等) ・企画概要

提出部数

正本1部 副本6部

提出期限

平成28年5月16日(月) 午後5時

提出方法

郵送（当日必着）または持参

結果の通知

1次審査終了後、速やかに通知する。

（3）2次審査

1次審査を通過した事業者を対象に、詳細な企画書、プレゼンテーションの実施により企画の実現性、効果等を把握し、契約社1社を選定する。

提出書類

項目	内容
企画詳細	本事業の企画詳細が把握できる資料 【基本的な記載事項】 ・総合的な企画内容（具体的なプラン、関連会社等へ委託する場合はその内容等） ・スケジュール ・事業効果の考え方 ・効果の測定方法 翌年度以降の事業実施を検討するため、10月頃に一度効果の測定を行う必要があるので留意すること。
組織体制	本業務遂行のための体制が把握できる資料 （1次審査事項であるが再度審査する。）
見積書	本体価格及び消費税が把握できる見積書

提出部数

正本1部 副本6部

提出期限

プレゼンテーション実施時

提出方法

持参

プレゼンテーション

- 1) 期日：平成28年5月27日（金）を予定しているが、詳細は別途連絡する。
- 2) 場所：山梨県庁
- 3) 時間：各者のプレゼンテーション開始時間は別途通知
- 4) 方法：プレゼンテーションは30分程度とする。

会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。プロジェクタの使用等については、各参加社において決定して構わない。ただし、会場の都合上、特殊な方法で行う場合は、事前に連絡すること。

結果の通知

2次審査終了後、速やかに通知する。

(4) 注意事項(1次及び2次審査共通)

- ・ 提出書類の様式は、A4版とする。(A3折込可)
- ・ 提出書類は返却しない。

4 契約

- (1) 1次審査、2次審査の結果、最終的に契約会社を1社選定し、委託契約を締結する。
- (2) 契約期間は契約締結日から平成29年3月31日までとする。
- (3) 平成29年度以降本事業を継続する場合は、平成28年度の実施状況を勘案し、特に問題がなければ平成28年度の契約会社と各年度予算成立後、随意契約を締結する。その場合の契約期間は各年度4月1日から3月31日とする。
- (4) 企画提案の内容について委託契約締結後、契約金額の範囲内で変更する場合がある。
- (5) 著作者人格権による損害賠償の請求等については、本件契約会社においてこれを処理する。

5 質問について

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案実施要領に対し質問がある場合は、質問票(別紙3)に記載のうえ、電子メールもしくはFAXにて次の宛先に送付すること。

e-mail 宛先：山梨県観光部観光プロモーション課
やまなしブランド推進担当宛
(kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)
FAX番号：055-223-1438

(2) 質問受付期間

平成28年4月28日(木)午後3時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込書の提出があったすべての者に対し、電子メールもしくはFAXで行う。

6 提案の無効に関すること

次のいずれかに該当する場合、その提案者の提案は無効とする。

- (1) この要領に定める手続きに適合しない場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合

7 その他

- (1) 本企画提案に要する費用は、参加会社の負担とする。
- (2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。

8 各種書類提出先・問い合わせ先

〒400 - 8501

山梨県甲府市丸の内1 - 6 - 1

山梨県観光部 観光プロモーション課 やまなしブランド推進担当

電話番号(直通) 055 - 223 - 8876

FAX番号 055 - 223 - 1438

メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp